



建設大臣が、その維持管理の責に當ることにより、一級国道の管理体制の強化をはかりたいと存じます。

以上が、この法律案を提案した理由であります。以下その要旨について御説明申し上げます。

まず、第一に、一級国道の新設または改築は、建設大臣が行うことを建前とし、特別の事情により都道府県知事が行うことが適当であると認められるものにつきましては、都道府県知事においてこれを行うこととしたこととあります。

第二に、一級国道のうち政令で指定する区間につきましては、建設大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うこととし、その他の一級国道につきましては、都道府県知事がこれを行うこととしたこととあります。

なお、この指定区間内の一級国道の管理事務につきましては、その一部を都道府県知事に行わせることができることとしたこととあります。

第三に、一級国道の管理に要する費用の負担について所要の改正を行うこととしたこととあります。

まず、新設または改築に要する費用につきましては、現行通りとしたこととあります。

次に、維持、修繕その他の管理に要する費用につきましては、指定区間以外の一級国道については現行通りとしたこととありますが、指定区間内の一級国道については国と地方公共団体とがそれぞれその二分の一を負担することとし、管理事務の一部を委任した場合のその管理に要する費用は地方公共団体が負担することとしたこととあります。

は、経済的に指定区間内の一級国道の修繕を除く維持その他の管理に要する費用は、国がその三分の一、地方公共団体が三分の二を負担することとしたこととあります。

以上が一級国道の管理に関する改正の概要であります。このほか関門国道トンネル等の水底トンネルの構造を保全し、交通の危険を防止するため、爆発性または易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる措置を講じました。

なお、以上の改正に伴い関係法律の一部につきまして所要の改正を行なっております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決されるようお願い申し上げます。

次にたまたま議題になりました、日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

高速自動車国道中央自動車道及び高連自動車国道吹田神戸線の建設につきましては、現在日本道路公団におきまして用地の折衝等を進めているところであり、この高速自動車国道の建設費は約八百億円の巨額に達し、その建設の促進をはかるためには、国内資金の調達とあわせて外貨資金を調達する必要があると認められますので、日本道路公団法の一部を改正して、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れるための必要な措置を講ずるため、この法律案を提案いたしました次第であります。以下本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、日本道路公団法第二十八条の政府による日本道路公団の債務の保証に関する規定を改正して、同公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、政府が保証することができることとしたこととあります。

次に、付則におきまして、国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の一部を改正して、同法により利子に対する所得税を免除する債券に、日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き発行する必要がある債券を加えるようにいたしましたこととあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されるようお願いいたします。

次に建設省設置法の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。

このたび建設省の組織及び所掌事務について所要の改正を行うため、建設省設置法の一部を改正する法律案を提案し、ただいま衆議院内閣委員会において御審議中であり、建設省の組織に関することとありますが、本法案の要旨について当委員会におきましても御説明申し上げます。各位の御了承をお願いいたします。と存じます。

本法案における改正のおもなものは次の三点であります。

まず第一に、本省の内部部局である道路局の機構を整備拡充することとしたこととあります。

道路の整備につきましては、政府は昭和三十三年度において、これを国の最重要施策の一として取り上げ、最近における自動車交通の激増に対処し、産業基盤の強化に資するため、従来の計画を大幅に拡充した道路整備五カ年計画を新たに樹立し、これに伴い特別会計を設けて、幹線と地方重要道路の双方にわたり逐次その整備をはかることとしたのであります。新道路整備五カ年計画に基き道路整備事業を強力に推進して参ります。このたび道路行政を担当している本省機構を整備拡充することとした次第であります。すなわち、道路局に管理部長官を設け、管理、建設の両面から今後の道路行政の一層の推進を期する所存であります。

次に、本省に地方支分部局として新たに北陸地方建設局及び四国地方建設局を設置するとともに、地方建設局の内部部局を整備拡充することとしたこととあります。

現在、建設省の地方支分部局として東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国四国地方建設局、九州地方建設局の六地方建設局が設置されており、河川、道路等の国の直轄事業の実施に當っておりますが、年々の事業量の増大に伴い、これら事業実施の万全を期するためには、北陸地方及び四国地方に地方建設局を設ける必要が生じてきたのであります。加うるに、来年度以降におきましては、先ほど申し上げましたとおり道路整備五カ年計画に基き直轄の道路整備事業が相当増加することとなりますので、この際、北陸地方建設局及び四国地方建設局の二地方建設局を新たに設け、事務運営の適正かつ

能率化を期することとした次第であります。すなわち、従来の関東地方建設局の所管区域であります新潟県、並びに中部地方建設局の所管区域であります石川県、及び富山県を所管区域とする北陸地方建設局と、従来の中国四国地方建設局の所管区域であります四国四県を所管区域とする四国地方建設局を設置することとしたのであります。

また地方建設局の内部部局につきましては、道路事業等の増大に伴い、事業実施の能率化をはかることと、河川事業、道路事業の遂行に當って、その責任を明確化する等のため、従来の庶務部、工務部及び企画部に於いて総務部、河川部、道路部及び企画室を置くこととし、東北地方建設局及び関東地方建設局には、これらの部のほか用地部を新設することとしたこととあります。

なお、管轄に関する事務につきましては、その事務の性質上従来の所管区域によつて処理する方が適当と考えられますので、新設の北陸地方建設局及び四国地方建設局においてこれを分掌しないこととし、これらの地方建設局には管轄部を置かないこととしたこととあります。

第三に、地理調査所の位置を東京都に変更することとしたこととあります。

地理調査所は、戦時中の疎開先長野県から、戦後千葉県に移転し、現在に至っておりますが、このたび東京都目黒区上目黒に建設されております新庁舎に移転することとなりましたので、その位置を東京都に改めることとしたのであります。

その他地方建設局の所掌事務等につきまして、若干の事務的改正を加えることとしたこととあります。

○田中一君　建設大臣に伺いますが、この法律案は災害を守るといふ原則に立っているものでありますけれども、少くとも現在ありますところの他の法律をもつて規制しても、この実施は別に困難でないのではないかと、いうような考え方を持っておるのですが、なぜ

されたのを、なぜ政府提案にしたかという理由でございしますが、これはただいま申し上げたことと若干重複する理

です。立つておるにかかわらず、なぜ単  
独立法としてしなければならぬかとい  
うことになりますと、今大臣が言つて

るのではないかと思いますから、三十三年度の予算はどのようにどの地区にどういう工合に配分されるか。これは

地すべりで非常に危険な地帯もござい  
ますので、それらも勘案いたしまし  
て、全国的にはやはりすべり出す危険

性の多い地点は調査できますので、それらの地帯から実施していきたいというふうに考えております。

○田中一君 現行法でその調査が不可能であるとは思いませんけれども、単独立法するにはその理由があると思うのですが、それらの五千五百力所、十四万町歩といわれるところのこの地域の調査は、単行法でなければ完全調査できぬという考え方ですか。

○政府委員(山本三郎君) 五千五百カ所の調査につきましては、主として現在までは都道府県が自分の観点に立って調査しておったわけでございますが、中にはむずかしい地質構造に関連する問題がございますので、ぜひこれ

は大局的にしかも地質学者等を動員して調査をしなければならぬ。そうしないと、地すべりの区域の指定であるとか、あるいは方法の立案に当りまして、調査が重要であるということ、来年度の予算におきましては、先ほども申し上げました調査は直轄の調査ということで、補助ではございませんで直轄の調査で計上いたしました。そういうふうな点も法律の中に、主務大臣が地すべり防止区域の指定をする際には、前もって大臣が調査をして地すべり防止区域の指定をやる。それからむずかしい所につきましては、事業に先だつて調査も一つ直轄でやろうということに、御相なっておるわけでございます。従来の方方法よりも国で一つ大いに力を入れ、しかも学者等の力を借りて地域を指定し、しかも方策も立てよう、というところに相なっております。

だ、というようなことはどうなんです。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど全体の国土保全の法律を立てたらいじやないかというお話でございました。私どもぜひ総合的にそういうことができまますならば、まことにけっこうであると考えておるわけでございますが、従来この国土保全に関する法律は、建設省はもちろんのことはかの省でもそれに対する法律があるわけでございまして、それらも全般的に一緒の法律にするということは、なかなか今のところ相当の時間もかかるという点から、さういふふうな草独立法を考えたわけでございます。

それから予算を取る上にどうかというところでございますが、確かに、国で調査するというような点は、法律に規定してございますと非常に強くなりまして、これは各地区で非常に強い要望もござりますし、また普通の砂防工事とは違つた内容を持つておる現象も考えられるわけでございまして、それらはぜひ一つ少し知識を高い点から調査していかなければならぬという点から、直轄調査の規定などいたしましたわけでございまして、そういうことをおきめいただくならば、今後におきましてもそういう調査は強力に推進していけるのではないかというふうに考えておるわけでございまして、法律を通していただいたから予算がすぐ取りよくなるといふようなことは、いずれの場合にも考えられるというわけじゃございませんが、今回におきましては、この法律をぜひ通すという意味からいきましても、そういう施策が予算的に確立されていくのではないかというふうに考えております。

○田中一君 私はどうもこういう部分的な、地方的な現象を一つ一つ単行法をもつて追つかけていかなければならぬといふことは、これはやはり国土計画の貧困からきているものと思うのです。実際に日本の国土というものを根本的に調査をして、行政面で把握しておつて、そつして考えるならば、こういうものは全部織り込んだものが考えられてしかるべきだと思います。

な疑問を持っておるのですが、この点は建設大臣はどういうお考えを持っていますか。

○国務大臣（根本龍太郎君）　ただいま田中さんが御指摘になりました点は、以前から各方面でいろいろ御議論のあるところでございます。いわゆる国土保全、国土の開発を総合的にやると

また災害が出たことについて統一的な施策をすべきである。こういう観点から田中さんの言われるような根本的な行政機構の改正はできないために、これはやむを得ず単独立法で措置することが現実必要である、かように考えた次第でございます。

○田中一君　そこで、そういうお考えならば、これはあなたの方の問題だからもう何も言いませんが、ぼた山と地すべり山、この二つのどちらを主として対象にして考えていますか。むろんこれにはぼた山もあわせて行うような形になっております。地すべりという現象とぼた山という人為的な災害を生む山、対象が主としてどちらにウエイトをかけておられるのか。

○政府委員(山本三郎君) これは主眼がどちりにあるかというお尋ねのようでございますが、法律の目的にもありますように、併立でございまして、ただ、ぼた山につきましては、鉱業権者のあるものは当然その方が措置しなければならないものがございますので、そういうものは対象にしていなわけでございますが、それ以外のものにつきますしては併立でございます。

○田中一君 同じように考えておられるならば、現在の鉱山保安法に基く施設、施策といえますか、こうしたもののが、どういう工合に行われているか、むろん、その際には鉱業権者であり、かつまた当然かつての鉱業権者であつて、そのぼた山そのものの所有権といふものがどこにあるか、というよりな点も十分に調査が済んでいると思ひますけれど、そういう点は今五千五百カ所のところではどうもなんと調

---

査ができないでしょうけれども、少くともぼた山が相当あるといわれておるところの北九州、西九州の各地においては、ぼた山を対象にして考えようとするこの方が多いのか、あるいはどの地区では地すべりという自然現象ですね、むしろこれには原因があるでしょうけれども、われわれの見る目からは自然現象と見、天災と見るような形のもの、それから人為的なぼた山、ぼた山は人造山でございまして、従つて、どちらの方に現段階では事業のウエイトがかかっておるか。

○政府委員(山本三郎君) 地すべりにつきましては、先ほど先生のおっしゃつたように五千五百カ所ございまして、全国で、ぼた山につきましては、現在のところの調べによりますと、全国で約千六百三十カ所ばかりございまして、そのうちまだぼた山を堆積中のものも、まだ鉄業を営みつつありまして、ぼた山がまだ大きくなりつつあるというものが約千カ所ございまして、もう全然堆積をやつていないものが六百二十カ所、こゝういふ実情でございまして、その堆積の終了したものが、この法律の対象にもなるわけでございますが、所有権の關係から六百二十三カ所を見ますと、鉄業権者が持つておりますのが三百九十七カ所、その他のものが百五十二カ所ございまして、所有者の不明のものが七十四カ所ございまして、こゝろち鉄業権者の持つておりますものは、もちろん今回の法律の対象に相なりませんが、あとで申し上げました百五十二カ所と七十四カ所、合計二百二十六カ所がこの法律の対象になるものであるといふふうに考えてお

るわけでありまして、先ほどの地すべりの五千五百カ所に比べますと、三十分の一ぐらいいかないのでございまして、もちろん事業費におきましては、圧倒的に地すべりに充てるものが多いわけでございます。来年度におきまして、ぼた山に対して建設費として入れようという予算はこの割合ぐらゐの比例に相なつております。

○田中一君 いや、地すべり地帯といつても、五千五百カ所のうちその規模が一番大きな問題なんですよ。個所で示されても相当大規模なものあれば、小さなものもあると思う。だから、私は實際ぼた山と地すべり区域との比例というものは、主としてぼた山の方に集中されなくちゃならないのじゃないかと思ふのです。現在の災害を守ろうという場合ならば、むしろ、これには私の知っている新潟県、山形県等にも地すべりがありましてけれども、これはもうぼた山の崩壊の方がもっとこわいのです、實際言つて、あの西九州ですか、あの辺の山はおおむねぼた山なんです、そのうらものに対して實際の調査というものが、ことに三十三年度の予算のつけ方というものは、それから現在までつけております予算、二十七年から引き続きつけました予算というものがどの方面に使われておったか。

○説明員(戸田三郎君) ぼた山はまた十分調査がいたしてございせんが、過去にやりましたのは、こゝろ、二年前から始めたのでございまして、先ほど田中先生のおっしゃつた昭和二十七年からというのとは地すべりだけでございまして。

○田中一君 そうすると、鉄業権者の山に対しては、これは通産省がやつてい

るのだからといつて知らぬ顔をしていくわけですか。ということはですね、これは地すべり防止法なんです。鉄業権を持つておるところの鉄山所有者、またはぼた山の所有者はこの法律でございまして、他のもの、今の六百二十三カ所のうち三百九十七カ所はこの法律から放任されるということになりますね。しかしながら、鉄山保安法によつて規制されるのだということになっておりますけれども、實際は三十三年度予算で通産省はこれらに対する調査費とかんとかを、具体的には鉄業権者が、それは当然負担するのだというところが前提でありますけれども、それを強制するやうな何かの措置をとらうとしておるのですか。それとそれはこの法律によつて当然その精神は了解済みなんだということになっておるのですか。

○説明員(関盛吉雄君) ただいまの御質問でございまして、本法案におきまして、第二条の定義のところ、本法のぼた山として対象としたし、また、この第二項に規定いたしております、すなわち、地すべり等防止法案でいいます対策を要しますぼた山と申しますのは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてきた山であつて、この法律の施行の際に存するものをい、鉄山保安法第四条又は第二十六条の規定により鉄業権者又は鉄業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くもの」といたしてありますゆえんものは、今、先生お話の第四條によりまして、現に鉄業権者である者が、いろいろな措置をすべきことを鉄山保安法の規定によつて明記せられております。さらに第二十六条の規定

によりまして、その者が鉄業権者でなくなりましたも、五年間は保安上の命令を受けまして、その場合においても同様の措置をすべきことが規定されております。かつ、その保安上の義務につきましては、通産省の關係法令並びに規則によりまして、詳細な義務的な規定が指導上、また法制上も完備しているわけでございます、本法の施行の際に、現に存するものにつきましては、先ほどお話をいたしましたように、この義務者がおらないのでござい、今日のような段階、十分整備されておらなかった時代に発生したものでありまして、またきわめて古い段階のぼた山として今日存しているもの、こゝういふことでございまして、通産省の方の關係におきましては、政府部内といたしましては、今後このやうなぼた山が、鉄山保安法の指導上の問題なり、監督上の問題として新たに発生することのないやうに、通産省からも現行法規の十分なる実施をはかつてい

○田中一君 大体ぼた山を作るといふ人たちは、おおむね中小炭鉱が多いのです。だからこゝろして全然だれものかわからぬものが七十四カ所もあり、それからもう鉄業権者以外の者のものになつておるものが百五十二カ所もあるといふこと、こゝろした實際というものをすつかりお調べになつて対象がはつきりした。はつきりした対象業権者の持つておる三百九十七カ所といふものに対しては、實際鉄山保安法によつて十分の保安施設といふものが十分になっておるのですか。おそらくあとになってこれはおれの方の分野

じゃないから知らぬということじゃ困ると思ふんですよ。もし、こゝろいものが實際に鉄山保安法によつて、今、次長が完全にできておるといふけれども、できておるといふのは法律でできているのであつて、實際はできておるかどうかの問題をお調べになつたと思ふのですが、こゝろい点はこゝろい現状ですか。

○説明員(関盛吉雄君) ただいま御指摘の通りに、国土の保全という観点から、残された形になつたものが、今後発生するといふことは、国といたしまして、またこの種の事業を地方公共団体が、国の機関といたしまして実施いたします場合の結果、費用負担を生ずることからいたしまして、お話の通りでございまして、従つて今回の地すべり等防止法案の中にはぼた山対策といふものを入れます場合におきましては、政府部内といたしまして、よくその点を検討いたしたのでございまして、申し上げておきますやうに、鉄業法及び鉄山保安法によりまして指導監督を、この際さらに一そう通産省当局から徹底して行なつていただくと同時に、詳細の規定は現行規定におきまして、省令等に規律されております。従つて鉄山保安等に直接關係のある義務者が、ただいま堆積中のぼた山、もしくは、堆積終了後といへども、その義務を有しているものに対する崩壊防止の責任につきまして、實際上の工事の設計等につきまして、建設省の方におきまして目下相談を受けておりました、従前の指導以上に本法の制定によりまして、今後遺棄されることのぼた山のないやうに、対策を相談いたしてお

○田中一君 この第四条には、主務大臣が区域を指定するという事になつておりますが、それが今いふ鉱山保安法によるこの保全義務があるにもかかわらずそれをしない場合、その区域とそれらの鉱業権を持つていた人たちのほた山、いわゆるその法律の適用外のほた山と隣接という場合場合には、小規模の最小限度の地域を指定するのだから全部を指定した方が安全度が相当強くなると思ふのです。そういう点は、この法律ができたことによつて、鉱山保安法の方に少し強く働きかけるような形のものでできなかったのかどうか。おそらく西九州、北九州等の中小炭鉱のほた山は、まるで同じような山がそのまゝつながつていふような所が多いのです。片一方は鉱業権があるからこれはちやうど外である、主務大臣の建設大臣あるいは通産大臣はこれを指定しない。しかしもしそれが崩壊した場合に次の山にも、その区域全体にも悪影響があるといふ場合、何か手を打たなければ、これはおれの縄張りじゃないと言つてうっちゃつておくことは、地元の人たちが安心できないわけなんです。そういう点は、あるいは鉱山保安法をもつて強化するよりの改正をするとか、何とかしなくちやならぬと思ふのです。その点は、四条の指定される区域と指定されないものとの、完全な同じような保安施設と保全施設といふものがなされなければならぬ、という点からどう考へておられますか。

○説明員(岡盛吉雄君) まことにどうも御意見でございます。同様に国土保全上一方においては国の機

関としての知事が、当該ほた山の崩壊防止区域として指定された所をやるほた山と、それから鉱業権者、もしくは、みなされる鉱業権者が、同様の立場において、そのほた山を国土の保全上管理すべき立場にあつてやるべき性質のものに隣接してある、という形になるわけでございます。実質的に鉱業法、鉱山保安法の内容を詳細に検討いたしました、十分なる措置が講じられておきましては、十分なる措置が講じ得られることになっておりますので、問題は、本法の施行に伴つて、同様の実効があるような行政措置を通産省と共同してやる、という点に目下打ち合せをいたしております。

○田中一君 鉱業権を持つていた人が所有している危険なほた山は、別の法律でやるのだからいいのだ、といつて放置しておく、国民はそれを知らぬ。指定区域じゃないからそれは安全なものだといふ見方をするから、それが隣接する場合、これは相当危険なものであると思ふのです。だから私はそういうものをも含めた指定区域といふものをきめなければならぬと思ふのです。ことにそういう保全施設をしないといふ所はおおむね中小炭鉱であつて、これはいつでもそんなものはうっちゃつておく。中小炭鉱のあり方として炭師が下ればそのまま閉鎖して逃げてしまふ。そうすれば従事しているところの労働者の諸君も相手がなくなつたので、しやうがなしにちりぢりばらばらに、当然労働法で守られていたようなすべての要求もできないで、そのまま雲散霧消するというのが普通のあり方なんです。従つてこういうような所に問題が起つてくるわけなんです。それ

でまた炭師が高くなれば、いつのまにか舞い戻つてきてまた掘つていふといふようなことがあるのですが、鉱業権者に対する保全義務、そういうものを私はもう少し詳しく通産省の所管の局長からでも伺はないと、非常に安心しないわけなんです。そういう点は一つあなたの方に聞いても困ると思ふけれども。

○政府委員(山本三郎君) 今のお話の点につきましては、この法律の立案中においてもそういう話は通産省、大蔵省との間で十分やつたわけでありまして、今後の取締りの方法につきましては、いずれかの機会に通産当局をお連れいたしますので、お聞きください。

○委員長(竹下豊次君) ちよつと私から関連してお尋ねしたいのですが、この第二条の二項に「法律の施行の際現に存するものを」といふのですが、このあとでできるもので、そうして新しくできたものについては、もとより鉱業権者、または鉱業権者とみなされるものが一応あるわけですが、それらが何年かあとになくなり、ただほた山だけが残る場合が予想されるわけですね。その取締りはどういふことになるのですか。通産省の方の関係で何か取締規則が別にありますか。

○説明員(岡盛吉雄君) この法律の立て方は、現に存するほた山で、鉱業権者もしくは、それとみなされる鉱業権者のないものにだけ限定すると。それは今後、そういう鉱業権者もしくは、鉱業権者とみなされるものがないものを作らぬようにする方法をどうするか、ということに、歸着するわけでございます。それは先ほど田中先生の御

質問の一部にも関係しておるわけでございます。政府全体をいたしましては、かようなものが今後発生しないように、通産行政の面からの監督並びに防止の措置を十分講ずるということ、現在の法律改正の必要の有無についても検討したのであります。その結果現行法の改正ではなくて、実際の運用上の点について至らない点は省令、政令以下の点で、十分徹底することとができるというお話であります。先ほど局長からお話の通りに、いづれ通産省から御説明していただければおわかりのことかと思ひます。

○委員長(竹下豊次君) 通産省から説明を聞けばわかるのですけれども、この法律をお作りになる場合のお気持としては、通産省の権限で取締りのできざる者、鉱業権者もしくは、鉱業権者とみなされる者がなくては、通産省が取締りにくいから、またそういう法律も無いのだから、それでそこを拾つて取締規則を作るといふのがねらいですから、そうすると、私がお尋ねした、この後そういう類似のものが生ずる可能性は十分あります。長い間には、できずから、初め作るときには気を付けて作つても、何年かたてばまた構造が乱れてきたりするようないことも一応心配される、そういう考えにおいてもやるべきことだらうと思ふ。それも一緒に考えなければならぬ問題ではないかと思ふ。そのときには、やはり今日まで通産省の管轄から離れてしまつたものがあるように、そういうものがこの後起るとすれば、やはりその部分については、かつての部分はない、あなたの方で取締りになると同様、あなたの方についても、あなたの方

でお取締りになることの方が考え方が一貫するのではないか。かように私は考へておるので、それは通産省の方であるといふことを当然初めから仮定されるのはどうか。かように思ふが、これはいかがですか。

○説明員(岡盛吉雄君) この法律は、今委員長のおっしゃるようなこの法律の施行の際、現に存していなかつたけれども今後出てきた、第四条または第二十六条の鉱業権者もしくはそれとみなされる鉱業権者が、必要の措置を講ずべきものとして取扱われたいものが出てきた、こういう場合のほた山といふものは一体どうするか。こういう問題であります。これはこの法律ではほた山とは言わない、そういうものを一体どうするかといふことは、そういうものが今後出ないようにするといふことがまず先決で、出た場合については、どうするかといふことについては、今の法律の直接の問題としては考へておらない、こういうことであります。

○委員長(竹下豊次君) 私の言ひは、この後出ないようにするといふことはどういふふうにしたらいいか、というふうなことを通産省の方にまかせないで、あなたの方でしつかり考へるべきものじゃないか。もとより向うと相談の上といふことはいいでしょうけれども、それを言つていい。先ほどの話をお話を聞きますと、その点はそういう問題は通産省の問題であるかのようなふうになつて聞きましたので、私の聞き違ひがあるのかもしれない。

○説明員(岡盛吉雄君) よくわかりました。結局通産省と十分相談をいたし

○田中一君 現在あのぼた山を築造するのは、まあ主として鋳造権を持つておる者がやりますけれども、土地と山との所有者というものは実体は違つておりますか。同じ人ですか、違つておる人ですか。今の例えば六百二十三カ所全部、その内訳は三つになっていましてけれどもね。その三つともどうなつておりますか。ぼた山そのものをこれは作るのですからね。作つた所有者と土地の所有者とはどういふ關係になつておりますか。

題は二点ございましたが、ほた山の土地の堆積の關係と、それからその所有権とかあるいは使用権とか、諸般の問題につきましては十分な調査をいたさなければならぬと思っております。さらにただいまのお話のほた山の鑑査法上の取扱いは、どういふふうな表現をしておるか、ということについて水政課長からお答え申し上げます。

○説明員(国宗正義君) お尋ねのどの場合に動産とみなし、どの場合に動産とみなさずして不動産になるか、という明文の規定は鉱業法自身にはございませんですが、鉱業法第三条第二項におきましては、鉱物の「一層鉱または鉱さいであつて土地と付合しているものは、

鉦物とみなす。」という規定がございます。この際、鉦滓であつて土地と付合する、ただいま議論されておりますぼた山は、石炭または亜炭の捨石でございますから、まさに鉦滓でございます。土地と付合しておる場合は鉦物になる。と申しますことは、ほかならぬ先ほど次長が御説明しましたように、ぼた山が土地と付合して一体となれば、その土地自身になるわけでございます。いまして、ほかならぬ不動産になるわけでございます。不動産になったら

○田中一君　そうするところを理解していいわけですね。ぼた山の中に、まあ石炭でございまして、石炭がまじつておつたぼた山を、今度はぼた山は全然鉱業権の設定がない、だからがそのぼた山に対して、それは何万分の一、何十万分の一でも鉱石があればそれはおれに採掘させてくれと言つてきて、許可をする場合には鉱山になる。それからそのままだに置いてあつたやつた場合には動産だということなんです。ま、山は炭田が高、場合には相当

カリ、たしかに炭価が安い場合にも林業でカローリーの低いものでもどんどん掘って売れる。ところが炭価が高い場合には高カロリーのものでなければ充れんから、そんなものは捨ててぼたの中にぶち込んでいくということはある得ると思うのですね。その場合にやはりぼた山の中には鉱物は含まれておるから、その鉱業権というものを設定してくれと言つて、そこからまだぼた山をくずしてその鉱物を取るときには、鉱業権が設定され、鉱山すなわち不動産と見るとこいうことなんでしょうか。

○説明員(國宗正義君) お尋ねの問題は、これは全く通産の鉱業行政に関する事でございますが、私ども聞くと、ころによりますと、ぼた山の捨て石が石炭の屑をなすという、物理的な現象を呈する場合もございまして、また石炭ならざる鉱物が入つておる場合もあるわけでございます。その場合の取扱いでございますが、一般にやはり動産につきましては鉱業権が設定できませんのでございまして、今のお尋ねの石炭を掘るような場合は、實際上鉱

物を土地を掘りくり返して掘つておるわけでございますが、そのような採石をする人には鉱業法の適用はなく、許可なくして行なつておる実情であると

聞いておるわけでございます。

○田中一君　これは通産の人を、鉱山局長でも呼ばないと進まないな。定義から納得しなければ入れないからね。

○委員長(竹下豊次君)　ちよつとこの際申し上げますが、建設大臣は三時二十分ごろから内閣委員会で設置法閣

○田中一君　またこの次に機会があり

ますから、あなたにはそのときに質問  
します。

○委員長(竹下豊次君) ほかの方いか  
がでございますか。きょうに限ったこ  
とではないので、またこの次にもおい  
で願わなければなりません。

田君の質問は、一応これで留保いたしまして、ほかの問題について御質問のお方は、順次御発言願います。

○西田信一君 大臣の説明によりますと、全国の地すべり箇所は五千五百カ所、面積で十四万五千町歩あるということ、これに対する対策としてこの法案が出されたわけですね。そこで、先ほどそれは三十六都道府県にまたがっておるということですが、こまかいところまで必要ありません、が、そのおもな分布をますちよつとお

何いしたいと思うんです。五千五百の所というのは、その三十六都道府県、主要な所でけっこうですが、どういふふうに分布しておりますか。これは

ちよつとおもな所だけおつしやつていただいて、こまかい所は資料にして出していただくたい。

○政府委員(山本三郎君) それでは資料を後ほど差し上げますが、おもな所を御説明申し上げますと、全国で五千五百八十四カ所でございます、面積

が十四万三千二百六十三町歩に相なつておりますが、そのうち千町歩以上のものをかりに申し上げますと、山形県が百九十五カ所で約四千町歩、新潟が千二百九十二カ所で二万一千九百町歩、富山が百四十九カ所で二千八百五十九町歩、石川県が二百三十四カ所で六千二百三十九町歩、山梨が二十一カ所で五千五百五十六町歩、長野が八百五十四カ所一万二千八百九町歩、それから兵庫県が百三十七カ所で千百七十五町歩、和歌山が百三十四カ所で二千二百二十四

町歩、徳島県が一番多うございまして、千五百八十カ所まで七町歩、愛媛が二百六十三カ所まで二千二百四十一町歩、高知県が八十九カ所まで千四百七十九町歩、それから佐賀県が百二十一カ所まで千五百五十五町歩、長崎県が百六十六カ所まで二千三百九十五町歩となっております。

○西田信一君 これはあとで詳細な資料をちょうだいしたいと思いますが、そこでこれだけの個所があつて、現在継続が百三十七カ所、新規が百三十三カ所、三十三年度で事業の対象になるものが二百五十だ、こういう御説明がございました。全国で五千五百カ所の二百五十ですから二十分の一程度のものですが、もちろんこの五千五百カ所全部が指定されるとは考えておりませんけれども、少くともこの法律を作るために全国の調査をされて、五千五百カ所は一応地すべりの個所として認められておる以上、相当のものがこれは対象になるだろうと考えるわけですね。

そこで地すべり防止区域の指定の問題ですが、これは建設大臣が必要と認める場合に、現地調査をやつてこれを指定する、指定の場合には都道府県知事の意見を聞く、こうなつておるようですが、この指定というものは、要するにこの地すべり防止工事を実施するということと相当の関連を持つと思ひますが、それで相当長期にわたつて順次指定していくということになりましては、実際にこの法律を作つた効果はあがらぬじゃないかというふうに考えるわけですね。そこで指定は、ある期間内に一応全部指定をするという方針であるのか、それとも予算に見合ふ程度に順次重要なものというか、必要度の

高いものから指定をしていくというよりな方針であるのか、この点はどういふお考えでしょうか。

○政府委員(山本三郎君) 現在地すべり区域といたしまして、先ほど御説明申し上げましたように、全国で五千五百個所余りございまして、現在三十三年度ではどのくらいやるかということでございますが、調査を行つた上でやるわけでございますが、昭和三十三年度中におきましてはそのうち約千六百個所くらいは指定したい。これはもちろん建設省もやるわけでございますが、農林省も指定するものを含めております。

それでもう一つは、工事をやる所以外も指定するかどうかという話でございますが、これは千六百個所のうちにはもちろん工事を全部やる分だけではないでございます。行爲制限をする等の必要から、そういうものをやれば非常に有益であるというような地点もございまして、その中にはもちろん工事をやらないで、行爲制限等の問題から、緊急性のあるものから指定していくわけでございます。全国的には大体三年くらいの間には指定してしまいたいというふうに考えております。

○西田信一君 大体の方針がわかりました。三年くらいで一応指定を終りたい、こういうこととございしますが、そこで全国で五千五百個所のうち、三十三年度ではとりあえず千六百個所の指定をしたい、こういうこととございしますが、これはもちろん全国のこの五千五百個所、これはもちろんおおよその概数と思ひますが、三カ年間にどのくらい大体指定対象になる地域があるかという見込みなんでしょうか。三年目にはその

指定する個所数がどれくらいになるといふような大体的見通しはございしますか。

○政府委員(山本三郎君) 五千五百につきましては、従来から県の調査で大体地すべり地域というものは詳細な五万分の一図面にできております。なおしかしこれは一応全般的に建設省あるいは農林省におきまして、現地等調べまして調査するわけでございますが、大体におきまして三年間におきまして全地域を指定したい、五千五百くらいは全部指定しなければならぬというふうに考えております。

○西田信一君 そこで先ほどの説明によりまして、従来各省で調査もしており、また都道府県の調査等もあるけれども、指定をする主務省としてあるた方で直接調査を行つた上でやりたい、こういう御説明がございました。しかるに予算は今年度七百万円の調査費であるということとございしますが、この程度で全地域の調査が行われるというお見通しでございますか、その点はいかがですか。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど御説明申し上げました七百万円余りというものは、建設省分の調査費でございます。そのほか農林省で計上されておりますのが、林野関係といたしまして四百五十万、農地関係といたしまして四百六十万ございしますので、これを合算しますと、三十三年度で調査費で千三百万円くらいになりますので、これをもちつて大体三分の一くらいの調査はできるといふふうに考えております。

通産大臣も含めて鉱業権のある山、鉱業権者が持つてゐる山を合めて、全部一応この法律でおさめて、そうして通産大臣はその鉱業権を持つておる部分に対して、この法律をもつて強化するという考え方が妥当なんだ。同じ地域の隣接してゐる人造山と、それから同じような現象の建設省所管のものもある、これにくついで農林省所管のものもあると思ふのだ。その場合には物件、対象が同じなんだから、全部この法律に入れてしまつて、そうして通産大臣は鉱山保安法以外に、法の精神はむしろこのこと、これ以外にこの法律でもつと強く同じような規制をするということの方が正しいと思ふのだ。さもないければ分離してしまふ。しかし、ばた山に対する対策というものがなくてはならぬのですよ。そうすればわれわれが心配するような心配がなくなつてくるわけなんです。別の法律をもつて規制するということになる、この法律は新しい法律だから、ことに補助金もつくのだからびんとくるけれども、これらのおそらく鉱山保安法では補助金なんかないのじゃないかと思ふ。むしろそれは営利事業だから、当然それでやるのだというところになると思ふのだ。そこにはやはり保全施設を作ろうという意欲の問題が、おのずから、この場合と一般鉱業権があるばた山の場合とは、違つてくるということにならざるを得ないのです。何も営利事業をやつていふところの人たちに、今ここで簡単に補助金をやるとは言いません。言いませんが、同じ現象なんだから、一つの法律をもつて規制するということが方が、そうしてその所管を分担した方が

正しい姿ではないかと思ふのだ。これは、どこまでも自然現象の地すべり、それから農林は分けてもかまわなければ、僕は完全にかんがひと思ふのだが、どうですか。ということ、この法律を作る場合に、各省の間でそういうことが出なかつたのですか。

○政府委員(山本三郎君) この法律に入れようという議論まではなかつたのでございしますが、この法律を作ると同時に、鉱山保安法なり鉱業法を改正して、もつと現状よりもよくなるように一つ改正する必要があるんじゃないかという議論は出たわけでございます。しかし先ほど次長から申し上げましたように、今の法律で十分取締りするといふ根拠はあるわけでございます。その線によつて通産省は今までも、先ほどお話しもございましたように、大きな炭鉱は制り施設をしてゐるわけでございますが、おっしゃる通りに小さな炭鉱はなかなかできないというの、通産当局も実情はそういうことだといふこととございまして、この方面に主力を入れて保安施設をやらせるようにすることが必要であるといふことと、今の法律で十分できるから、その点で一つ取締りを強化していくということになつて、それではそれをもつてやらせようといふことに相なつたわけでありまして。

○田中一君 この土地の所有者として、そのばた山という物権といふか、動産は、所有権が違ふ場合には、所有権を放棄すればいいんだからね。おれのものじゃないと言へばいいのです。次に善意な第三者の手を二、三回ぐるぐる回つていけば、だれのものかわか

らなくなつてしまふ、善意な第三者で、だれのものかなかなか困難だからね、これは。ですからさき委員長の質問しているように、そういう現象で、それを縛らうとしても、合法的にだれもわからぬ山になることは可能なんです、それが所有者か。原因を作った者が当然負担するのであって、善意な第三者というものはおそく義務はないと思ふ。もちろんそうすると、だれのものかわからぬ、法律を作つて規制する、義務が強制されて、だれもわからぬ山が新しくできてくる、ということになるのじゃないかと思ふのです。それで、その原因を作ったところの者は、逃げてしまつたり破産してしまつたりすれば、これは法人なんというものは、炭鉱なんというものはすぐにつぶれてしまふのです。そのかわりに、芽が出てくるのです。これは炭価によつて生きたり死んだりするのです。だから逆に、今まで自分のものだった山が、この法律によつて所有権がなくなつてしまふような傾向が多くなるのじゃないかと思ふ。そういうことも考えられると思ふのです。そういう点はどうです。

て、当然やるべき義務のある者はその方でやつてもらふという趣旨で、こういうふうにしておるわけでありませう。

○田中一君 あ、これはまあ鉱山局で来ればわかるけれどもね、鉱業権者すなわち探掘業者じゃないと思ふので、すなわち場合があるわけね。鉱業権者が必ず自分でそれを探掘するということじゃなく、請負いでほつた必要ない物を含んだものを請負いでやらせて、それでその辺に捨ててある場合もあるのです。鉱業権者だけ縛つても、おれじゃない、請負人なら請負人、第三者にやらせたのであつて、捨てたのはおれじゃない、あれが捨てたんだということになる。ぼたというものはこれは鉱業権者のものじゃないかもわからぬ、そういうことがあると思ふのです。こういうきめ方をすると、そういう逃げ方がある。掘つたらお前にみんなくれてやる。いい炭だけこつちへよこせと言つて、探掘業者がそれを捨てていくというところもあり得るのです。その場合どうするかね。

○説明員(岡盛吉雄君) これは鉱山保安法の第四條の鉱業権者の義務という規定がございまして、それにはやはり捨石とか鉱滓の処理に伴う危害防止とか、あるいは鉱害防止というふうなことが法律上義務づけられておりまして、実際に鉱業権者がいわゆる鉱業権を行使するに當りまして、その詳細な施設計画を、鉱山保安関係の主管部署の認可を受けまして、現実にやる行為の許可を受けることに、法律上規定せられておりますので、そのような業務の執行が請負いの形をとつておりまして、鉱業権者としての義務というものは法律上明定されておる、こういうふうになつておるわけでありませう。

○田中一君 そうすると、地下に埋没されている鉱物というものをそのまゝ第三者に贈与する、くれてやる、全部やつちやうのです、掘つていい。そのかわりそのうちのこれだけのものはおれの方によこせといつて、ある一定の炭を向うにやつてしまつたものを取り上げる。これは鉱業権者じゃない、鉱業権者はもつと幾らか取り上げるのが、鉱業権者であつて、鉱業権を持たなければ掘れないというのではないと思ふのです。そうするとその人間がずりとかぼたをどこかへ堆積するといつた場合には、鉱業権だけを縛つたつてその現象はなくならないと思ふのだ。

○委員(竹下豊次君) 石炭局の炭政課長の町田幹夫君、鉱山保安局の局長小岩井君、同局の管理課長竹田達夫君、三人が見えました。

○田中一君 今地すべり等防止法案の質疑をやつておるのですが、通産省の方に今伺いますけれども、ぼた山というものは出ておるのですけれども、ぼた山というものは法律上の説明を私ども詳しく知らぬんだから、見れば大体わかつています。けれども詳しく御説明を願ひたいと思ふのです。

○説明員(町田幹夫君) ぼた山の法律的な定義というところでございまして、ぼた山とは御承知のように、石炭をまゝ坑内から採掘したすわけでございますが、その石炭は、通常この坑内におきまして、石炭分と石が一緒にまじつた、いわゆるあら炭と申しますが、あら炭一名また原炭とも申しますが、原炭が出て参るわけでございます。その原炭を選炭機、あるいは手選いたしまして、石炭分だけをより分けまして、その残りのかすと申しますか、残つたものはまあ通常捨て石といふことになつておるわけでございますが、これを一定の場所に堆積しておくと、あるいはこれを、海岸炭坑等におきましては、埋め立てに用いると、こういうふうなものでございませう。

○田中一君 そうしますと、先ほども河川局の方に聞いたのですが、これは動産か不動産かということになりますと、今の御説明じや動産ということになるわけですね。

○説明員(町田幹夫君) この法律的な取扱いにおきましては、普通の場合には動産の扱いをいたしております。ただこれが非常に長年月たちまして土地とまあ一体をなして、あるいはその上に草が生えるというふうな形になりました場合には、これを動産の取扱いをせずに、土地と一体をなしたものとして不動産として取り扱ふと、そうしてそういう場合にはそれは一種の鉱物も含んでおりますので、鉱業権の対象にもなるというふうな場合もございませう。

○田中一君 そうすると土地と一体になるといふ現象はどういうことでございませうか。

○説明員(町田幹夫君) 土地と一体になりますといふのは、捨て石をだんだんと堆積いたしまして、それが長い年月の間にいろいろ表面等が風化したしまして、そして非常に何と申しますか土地と見分けがつかなくなるという場合でございます。

○田中一君 たとえば鉄と鉄とを溶接する場合にも、媒体として金属を使いますが、一体じゃない、一体とはい

しましては、鞍手郡の西川地区等にあらばた山の中にはそういうものもある、こういうことでございます。

○田中一君 そうするとだれのものかわからぬということ、それから鉄業権者のものではないということ、あなたの方で何か登録法があるいは台帳か何かあって、通産省の方に申告でもして登録する、この山は鉄業権者の山だ、これはそれでない山だ、こういう場合にあなたの方で申告でもして登録しているのですか。

○説明員(町田幹夫君) 現在のところ登録はいたしてありません。しかしながらこの法律の施行と同時に、各通産局におきましてはた山の一つ一つにつきまして、綿密な調査をいたしまして、いわゆるこの法律の対象になり得る可能性のあるもの、そうでないものというものははっきり区分けがつくと思ひます。その結果それをまあ現在法律で登録ということはいましておりませんけれども、それをはっきり区分けいたしまして分けておる、ということとは十分可能である、こういうふうに考へております。

○田中一君 このぼた山は、鉄業権者にとつて、現在どのくらいな価値があるものと推定されるか、あるいは将来どのくらい価値があるものと推定されるか、それにまた総合して経済価値というものはどのくらい見ておられるか、伺いたいと思ひます。

○説明員(町田幹夫君) ぼた山の価値の問題でございますが、これは従来は何と申しますか厄介なものでございまして、ほとんど価値はないものだ、こういうふうに考へられておつたのでございしますが、最近におきましては低品位

炭の利用というふうな面から、ある程度価値が出ておる面も出て参りました。これはこういう低品位炭の利用の状況等によりまして、ある程度価値は変わるわけでございします。それとまたこのぼた山の中で、昔のように非常に選炭技術が進歩してございまして、炭分が相当残つておる面もございします、最近の選炭技術が進歩した場合に、いわばほんとうの選炭面であり価値がな

いというところになるのでございまして、一がいどの程度の価値があるかというところは、こゝではっきり申し上げられないのでございまして、個々のぼた山について判断する以外にはないだらう、こういうふうに思ひます。

○田中一君 建設省河川局が示しただれの所有かわからぬといつておる七十四方所分、これは相当古いものだとおるのですが、これは今あなたが言つておる、選炭技術などがあつた時分の古いものかと思ひます。そうするとだれのものかわからぬのだから、さうそく委員会において委員がそれに鉄業権の設定の申請をした場合に、それは直ちに価値があるものかといふことになるのですが、さういふことになるとはなはだ妙なことになりまして、さうそくここにおる七、八人の者が、七十四方所あるのだから三つくらいずつ分けられるから取つておこうといふことにならざるを得ないので、不明であるといふこと、これは河川局は通産省の調査で説明したのか、あるいは通産省に關係なしにして独自の調査をしたのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど御説明申し上げましたのは、通産省の調査の資料でございします。

○田中一君 七十四方所の実態というものは、経済価値というものは、七十四方所のどこにある。これは、どれくらいの価値があるだらうといふことは、おそろくあなたの方でわかつておると思ひます。従つてそれをお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(町田幹夫君) 経済価値の問題でございしますが、これはもちろん石炭分は相当残つておりますから、それを水洗をしてそれから石炭分を取るといふことになれば、ある程度の経済価値はあるわけでございしますけれども、しかし一面これを掘り崩しまして、そこにいろいろ洗炭汚水を流すという面におきましては、また社会的ないろいろな弊害も伴う場面もございします。それで現在何と申しますか、水洗業等がいろいろやつておられますのは、その弊害の方はあまり顧慮せず、もっぱら自分の利益のために石炭分を掘るといふことだけをやっておりまして、これをかりに何と申しますか、社会的な弊害をあまり起さない方法で、石炭分を取るといふことになりました場合、そのマイナスの方と利益の方と加算いたしました、それが国民経済的な価値があるかどうかといふ問題は、相当疑問であらうと思ひまして、ただその石炭分が幾らあるかといふことだけで、価値があるとかないとかといふことは一がいに論ぜられぬ問題で、むしろその弊害の方も顧慮して経済価値を決定しなければならぬだらう、こういうふうに考へております。

○田中一君 そうしますと、今のこの七十四の所有者不明の山は遺失物の届出を出してございしますか、通産省は、これは遺失物です、あなたが発見したのだからさうそく遺失物の届出を出さなければならぬと思ひ、だれのものかわからぬといふことはあり得ないのだから、どういふ手続をしてこの山を見ておられますか。

○説明員(町田幹夫君) これはいわゆる所有者不明でございまして、まあいわば遺失物届を出す人もないといふふうな状況でございします。(笑)

○西田信一君 今の問題大事なところだと思ひますけれども、この法律の適用、この法律の第二條の第二項が適用されるのは、要するに所有者不明のぼた山とこの法律では称せられておられます。そこで今遺失物の話が出ました、所有者がないといふことは、それが不明であるといふことであると思ひます。不明の場合にその帰属がどうなるかといふこと、これは国の所有物になつておるのか、無主物になつておるのか、その点は今遺失物の質問がありましたが、それに關連してこれは明確にしておいていただかないと、重大な問題だと思ひますから、これを一つ明らかにしておいていただきたい。

○説明員(町田幹夫君) 所有者不明と申しますのは、まあだれかこれが持ち主があるといふことは事実であらうと思ひます。ただそれがだれであるかといふことが確認できない、こういうこととでございします。

○田中一君 だれのものかわからぬから遺失物なんですよ。これは少くとも遺失物です。だけれども、これはだ

れかものなんですよ。遺失物に財布が落つてついている、拾へばいいでしょう、拾つて届け出ればいいでしょう。そうすると、一定の年限がたつては国のものになるでしょう。そうすると国が堂々と国の所有だから申し出をすればいいのです。そういう物件が相当あるのですか、通産省關係の山では。

○説明員(町田幹夫君) 現在の調べにおきましては、建設省の御報告の通り七十四方所ばかりでございしますものがある、こういうことであります。

○小酒井義男君 関連ですが、このぼた山ができたのは、だれかその鉄業権を持つて仕事をやつたからできたのだから、大体、その人に今それだけの力があるかないかは別として、だれの時代にそれができたのかという調査は、あなたの方でわかるのだと思ひます。もう死んでしまつておらぬかもしれせん。あるいは所在不明かもしれせんが、全然わからぬといふことじゃないと思ひます。どうなんですか。

○説明員(町田幹夫君) ぼた山は先ほどの話もございましたように、当初は動産といふことで出たといつております。従ひまして、山が御承知のように、昭和二十八、九年当時非常な不況でございまして、何百という炭鉱がつぶれたやうな情勢にございしました。そういう際鉄業権者がどこかに逃げたとか、行方不明になつたとか、こういう事例もございしました。それからまた山がやめられた場合に、ぼた山を切り離して譲渡した、というふうな場合がございまして、その所有者等が転々といひましておられますので、現在におきましてはなかなかその所有者の確認ができ

買ひまして、まあ買へば自分の土地になるわけですが、そこに捨てる場合、それから他人から土地を借りましてその上に捨てる場合、まあ通常この三種だろうと思います。

○重盛壽治君 それは常識的にわかる。そうなんだが、その結果が、自分が買つて捨てた土地ならば、当然自分の土地になるし、ぼたを捨てること

で、特定の所まで埋め立てをしてもら  
うために貸す人はあるが、人のぼたを  
捨るために、自分の土地がどうなつて  
もかまわないということで貸す人はない  
と思う。従つて第三の場合の起ること

は、これはあつたかもしれないが、便宜上貸して適當な所まで埋め立ててあとはお断りするという貸し方はある。それでなくて、ぼたを捨てるためにただ

土地を提供する人はないし、第一地代をどれだけ取るかしらぬけれども、ただそれだけのために貸すということは考えられない。そうであっても、どう

いう形であつても、そのできたほた山  
というのは、最初は不動産であつたか  
もしれぬが、だんだん、そう十年も二  
十年もたたないうちに、やはり動産と

思ひ込んですよ。それが一つ。

その場合、今あなた方の言う通りとして、だれのものかわからぬというよ

に、これから調査するところとしやる。  
これから調査する場合に、非常にそこそこ

ものは、これはおれのものだと言って主張する。危険だけ現われて、おそらく価値のないものは、これは私のものものじゃないと言ってそれを投げ出された

場合には、一体どういふ処置をとるか。そんなことはあり得るかどうか。もつと言え、七十四方所というのはいくら拾つてきたか根拠がわからぬけれども、そういうことはあり得ないと思う。それに類したものがあると思ふ。出てくると思はれるのだが、これは一体どこで、だれが処置しているのか。あなたの考へ方、河川局長の考へ方、両方聞きたいのですが。それは必要なものなら自分のものと言います。これから価値のあるものはこれはおれのものだから、国でよいことをしてくれませんかと言います。あれは危険だし、おれが手をつけるだけ損だから、私のものでありませんと言つてしまふこともあるでしょう。これから、法律ができたからと、一つ一つこれにあてはめていくということができないという場合に、一体どう処置するか、それを一つ教えてもらいたいと思ふんですよ、あなたの意見を。

○説明員(町田幹夫君) この法律の適用外になっておりますのは、いわゆる鉱業権者が所有している山で、これはこの法律の適用除外になっております。従いまして、鉱業法なり鉱山保安法の適用を受けるわけでありまして、鉱業法なり鉱山保安法におきましては、施業案を申請して、いわゆる一種の事業許可制、事業の許可をいたしております。この事業許可の内容をいたしまして、どういふ場所にとりうばた山を作るといふことが、事業許可の内容になっておりますので、そのほた山がいわゆる鉱業法なり鉱山保安法の適用のある山であるか、あるいは適用のない山であるかといふことは、その山における施業案の内容等を十分審査いたしますことによつて、それが判明するわけでございまして、ただ、鉱業権者の便宜によりまして、この適用のある山になつたり、鉱山保安法の適用になるという山なことはないと考えております。

○重盛壽治君 そりすると、通産省は、この法律ができればそれを調査させるが、今までの形では、そういうものの調査ができておらぬということなんです。

○説明員(町田幹夫君) 現在におきましても調査はできております。ただ、先ほどのお話は、それについて法律等で登録制をしいておるかというお話でございまして、登録はいたしておりませんと、こう申し上げたわけでございます。

○重盛壽治君 まあわからぬが、いま一つだけあなたに聞いておきますが、こういう場合はどうなりますか。一つこの山を採炭する、しかし自分だけの自己資本でできないけれども権利は私がかつて持つておる。そこで自分だけでできないから請負制度にする、さつき田中委員が聞いておられたが、乙が請負をしてその何割かを山の山主に返す、その請負者がそこで山をたかくさん作つて、その請負主が主がどこかよそへ行つてしまつた、こういう場合にはその山はだれの山になりますか。

○説明員(町田幹夫君) 請負という制度は、これは非合法にやれば別でございますけれども、現在の制度といたしましては、そういう制度はいわゆる租鉱権という制度がございまして、鉱業権のある特定の人に賃貸する、こう

いうことになるわけでございます。その山にたつた山は、その山主がたつた山を作るといふことになれば、その山主の責任は、その租鉱権者が持つ、こういうことになっております。

○田中一君 関連して、そうすると山主ですか、たとえば今のお話と同じことなんです、一定の金で譲渡してしまつた、その山主は自分の必要な石炭だけもらつて、あとはそれを捨てて、たつた山ができたという場合、これはやはり鉱業権者とみなされるもので、お前にやるから掘つて持つていけと、僕はそれのうちのいいところだけもらつてそれであとは捨てる。いいものだけこつちがもらつて捨てて、その場合はその山主が掘つて選別して悪いものを捨てた人は鉱業権者とみなされる法律上の相手ですか。

○説明員(町田幹夫君) 御質問の内容がちょっとはつきりしない点もあるのですが、ごまかして、鉱業権者が石炭を掘りまして、その石炭をばたと一緒にいじまして他人に譲渡するといふことがありました場合には、その譲り受けた人は鉱業権者といふことにはみなされません、こういうふうに考えております。

○田中一君 ちょっと違ふのです。その掘ることも、掘つて持つていけと言つて人にやるわけですよ、掘りますその人は鉱業権者じゃないのです。

○説明員(町田幹夫君) その採掘することを人に譲渡するといふことは、法律上はあり得ないのでございまして、その場合はやはり租鉱権を設定するといふ形をしなければ、ただ他人に、ある特定の人にやるから掘つていけといふこ

とは法律上は許されないといふことになっております。

○田中一君 そりすると、今度この法律はいよいよ通過してしまつた、そこでこれを全部譲渡してしまふ、これは五年でした、五年は責任があるのだといふふうになっておりますね。

あるいはその会社は一ぺん人にやつちやつてつぶして眠らしてやう、中小炭鉱にたくさんそういうことはあるのです。そんなもので一つの山を管理、保全施設をやるには何百万円もかかると思つたら、簡単ですよ、すぐ会社を解散してしまふ。これは主として個人が持つてゐる場合もあるのです。鉱業権といふものはそれはまた必要なきは買えばいいわけですから、それを善意の第三者に譲つてしまふ。実は鉱業権者には充つても五年間義務があるけれども、人格がなくなつてしまふ。これはもう何にも責任がないわけですから、そういう場合にはそういうことが相当起きるといふ危険は感じませんか。

もう一ぺん言いますが、この法律ができて自分の方の何と申しますか、鉱山保安法の義務といふものが現在ある、この法律をもつて強化されて、今まであなたの方では、こういう山主が安法があつても、なかなかどうして徹底してやらなかつた。今度これをやるので、どうしても強行しなければならぬといふ場合に、二つ三つの山が、相当金がかかる、それではもうこの際どつちみ炭の値段が安いのかから会社を解散してしまふといふて解散してしまふ、たれかに売つてしまふ。そう

すると買つた人は善意の第三者、そうしてなるほど五十年間は義務があるけれども、人格が全部なくなつてしまふ。むろん山主といふものはその場合には、義務づけられるところの相手は消滅してしまふ、当然国がそれをしなければならぬことになる、この法律から見ると、そういうことはたぶん起きるといふ危険は感じております。その山主といふものは、当然解散した会社といふものは、義務を持つてゐる人も人格がないのだから、これは当然この法律は国が指定するようになると思ふが、これはならぬと思ふか、なると思ひますか。

○説明員(町田幹夫君) お説のような場合は理論的には十分可能だと思ひます。ただ山主といふものは炭鉱の操業に必要欠くべからざるものでありまして、これを簡単に譲渡するといふことは、これを簡単に譲渡するといふことでは、これを簡単に譲渡するといふことでは、それはたぶんあり得ないのではないか。ただこれが過去二十七八年のような非常に不況なときに、あつた事象が再び招来するといふことになりますれば、あるいはそういうことも絶対にないとは私は申し上げかねるわけでありまして、私も申し上げるものが炭鉱の操業に必要欠くべからざるものである以上、その簡単に、それをただ保安監督の何といふか、責任をのたために譲渡するといふケースは、非常に少ないのではないかと、かように考えております。

○田中一君 河川局長からの説明では、山主は六百二十三方所ある。そのうち鉱業権者がはつきりしているの

それは別な法案があるから向うでやるのだというだけでは、あなたの方にぶつかってもあなたの方で答弁できない。さつき言ったってそれは鉱山保安法でちゃんとできております、できておりますといつてもしなければ何にもならないのですよ。そんなものが民法上の損害賠償とか何とかいっただころが、災害があつて人を大勢殺したのでは、そんなものは何もならないです。そういうことがあつてはならぬからこのの地すべり等防止法案も立案されたわけですから、先ほども言っているように全部、あなたの方の持っている通産省所管のものも全部入れて、この法律に盛り込んだらどうかというような私見まで先ほど漏らしたのですけれども、委員長、私はこれ以上しません。次回

でもう少し統一した意見を伺わないと何ともできません。ことに衆議院ではまだ審議をしていないようですから、しばらく私は待ちます。

○西田信一君　だいぶぼた山のことと

問題になっておりますが、これは私の  
解釈、間違いないと思ひますけれど  
も、念のために伺つておきたいのは、こ  
の第二条の第二項のこのぼた山の定義  
の中に、この去津施子の祭見存する

の中心にこの法律施行の障壁がある。というところが一つあります。それからもう一つこの「鉱業権者または鉱業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除く」とありますが、これは

要するに保安の責めに任ずる鑑査棉着が存在しない、こういふことであるのか。この存在しないということは現に存在しないと、こういふふうに私は解釈しておったのですが、間違いない

かどうかお答え願いたい。現に存在しない、両方とも存在しない、こういう

ことであるのか、一方は、山だけは現存しておるが将来においてそういうものがなくなつた場合に、これを適用するものであるか。その点がちよつと、私は前者に考へておるがどうですか。

○説明員(關盛吉雄君) 第二条の第二項の、鉱山保安法の鉱業権者と、見なされる者、両方いずれも本法を施行する当時に現に存在しないものということとでございます。

○西田信一君 その点がはっきりいたしましたから、これでまあ明確になりましたけれども、一点伺いたいのです。先ほどどうも明確にならなかつたのですが、私は田中委員とちよつと違つた観点からお尋ねしておつたのです。ということですね、このばた山、ここであつた山といふのが現在においては非常にまあある意味においては価値が出てきておる、ということをお答えがありました。しかも所有者がわからないんだが、これは所有者がないのじゃなくて、所有者はあるが要するに不明である、こういうことであつたわけですか。そこでそういう前提に立つてお尋ねをするのですが、これはまあ通産省と建設省と両方から伺いたいと思ひますが、そういう場合に所有者がある、しかも若干の価値がある、そういうものに対してこの法律の適用をいたすわけですが、そういう場合にその所有権者がここに現れてきて、所有権の侵害であるとか何とかいふ問題が起る危険がないのかどうか。それに対してもしそういうことが起きても、それを防止できるだけの根拠があるのかどうか、こういう点について見解を伺つておきたい。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

○説明員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、本法の対象になるばた山が、鉱業権者ではないけれども、ばた山の所有権者があり、またその所有権を主張する者が出たときにおけるばた山に対する本法の規制は、所有権の理論から見て有効なりやどうかと、こういう御質問でございます。この法律はこの目的に示しておりますように、これらの地域における崩壊の防止を考へておりまして、そのことによつて国土の保全、民生の安定をはかることを目的としたしております。そしてまたこの防止区域の指定も、第三条におきまして公共の利害に密接な關係のあるものを指定いたしました。その指定された区域内における行為制限等を行う。管理を実施するのことでございます。憲法の条章から見ましても、このような鉱物管理は、公益の必要がある場合において、法律をもつて規定せられる場合は、これは有効にできますので、従つて公益の必要上このような措置をいたさなければならぬ、という観点でこの法案を立案したような次第でございます。

かすものよりもっと、もつとというより同じくらい悪いことです。労働者の生活なんというものは平ちゃらです。その犠牲によって中小炭鉱というものは維持されているわけですよ。

○説明員(竹田運夫君) ただいまおっしゃいました点はその通りでございます。これは鉱山が移動しておりますときに、そういう有害物を発生せしめないように取り締まっておりますので、その段階におきまして、将来にわたりますとも無害なものにするというのを、保安法の運用といたしましてはして参りたいと思ふ。ただいまおっしゃいましたように、保安法によりまして、過去におきまして作つた山が、これが非常に危険を増してきているであらう、従つてこの際法人を解散して、もう一切がつさい水に流そうというふうな中小の悪い者がおりましたならば、これは遺憾ながらおっしゃいますように、この法律の建前は追及できるといふことになりまして、その主体が死んでしまつてしまふか、消滅してしまふか、これは追及できないわけでございますが、ぼた山の問題からすぐ鉱業権まで放棄するといふようなものは、かりにその法人がおりまして、そのぼた山の始末について経済能力がないといふことも考えられるわけでございますので、あくまでも保安法の建前といたしましては、保安法の適用の段階におきまして無害なものにする、こゝういふ考え方で運用しております。

○田中一君 そりゃないんですよ、鉱業権といふものを善意な第三者に安く売つてしまふんですよ。自分の兄弟

でも何でもいい、善意な第三者に鉱業権を譲つてしまつて山を放棄するんですよ。鉱業権の消滅にはならないですよ、あなた方は今鉱業権を取つてしまふなんていうことでもいかにすのてはないかと考へておられますけれども、その場合にも善意な第三者に鉱業権を譲つてしまつておられます、そりやなつてからではつかまへようがないのではないかと考へておられます。その場合には善意な第三者にはその責任はいきません。民法上もいかにせん。従つてそりやういふことになるからつかまへないと言つておられます。そりやういふ傾向が多くなりませんか。それまで鉱山保安法と鉱業法といふものは、善意な第三者が今まで持つていた人間の責任を負わなければならぬといふことになつておられますか、私はなつていないと思ふのです。

○説明員(竹田運夫君) ただいまのお話でございますが、鉱業権の譲渡を制限しない限りにおきましては、売つた者に対しては、その責任者、原因者として追及いたしますけれども、善意の第三者にその責任を追及するとは、これは困難でございます。またそりやういふような、善意の第三者にも、そりやういふマイナスの場合の義務を課するといふことにつきましては、これはちよつと憲法上にも問題があるのじやなからうかと、こりやういふふうに考へております。

○田中一君 私のはそれを追及するといふのじやないのですよ。追及しようにもその者がなくなつてしまふ、この法律の施行のときには、保安義務者といふものがはつきりしておつたものが、それがなくなつてしまふといふの

です。そりやういふ人格がなくなつてしまふといふことを言つておられるんですよ。そりやういふ危険が多分にあるのじやないかといふのです、中小業者の場合には

○重盛壽治君 最後に一つ聞いておきますが、われわれの常識で実際にはないかもしれないが、甲といふ者が鉱山をやつておる、そりしてこの鉱山主がなくなり行き詰つておる。そしてこの鉱山主はもう鉱山を引き上げてしまつた。そしてこの鉱山主が持つておつた危険なぼた山が一つ乙に売つたといふの。それまで一つ乙に売つたといふの。それは引き受けられないといふ場合が出てくる。それで仕方がない、それじゃ幾らでも形のある方だけ引き受けてくれ、それでその人が行方不明になつたやつたと仮定する。その場合はぼた山は今の法律の対象になるのか、ならぬのか、そりやういふ対象になるのか、それを一つだけ聞かしてもらいたい。なるのでせう、この法律の対象には、聞いてなかつたのですか、じやもう一べん。

○委員長(竹下豊次君) 先ほど重盛委員から要求されました資料を提供されるように要望いたします。

○田中一君 河川局長に伺いますが、せんだつて六郷川の、六郷ゴルフクラブと同じようなケースで、東京都が世田谷区に河川敷の使用を許可したこと、は、今区議会でも問題になりました、東急といふ電鉄会社に又貸しをするといふ問題が起きておられます。そこでこりやういふ問題は、先般建設大臣も言つておる通り、国が当然管理すべき直轄河川等が、そりして貸したに當り事業に貸与されているといふ現状があつてはな

らぬから、全国的に調査をしてくれといふ申し入れをしたにかかわらず、今そりした問題が起きているんですよ。従つてこの経緯は、どういふことで東急にそれが又貸しをするようになったか。またそりやういふ傾向を、最高管理者であるところの建設大臣としては、認めておられるのかどうか。つい二、三回前の委員会でも六郷川の堤防の上の問題を論議し、建設省は直ちにそれを強制執行すると言明したにかかわらず、その上流の多摩川においては、また同じような問題が起きておる。で、非公式ながら河川局長に申し入れをしておきました、それはどうなつておるか、それを一つ御報告願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) この間の多摩川の不法建築の問題につきましては、東京都知事から大田区長に対して撤去命令を出しました。それで直ちに撤去されるものと私は承知いたしておりましたが、撤去されなければ、これを強制執行しようといふことで進んでおります。

それから上流の多摩川の河川敷地の占用の問題でございますが、これは不法占拠とかいふような問題ではございませんけれども、経緯は、この地点の河川敷の占用は東急と世田谷区との競願になりました。東京都に出で参りました。東京都知事といたしましては、審査の結果、競願者はありましたが、世田谷区に昨年の十二月許可しております。その後、世田谷区から東急等に対して貸し付けたといふやうな事実はまだございません。ただ私も新聞等、先生からも新聞をいただきましたが、私も世田谷区に住んでおりま

として危険な姿で置かれたといふ場合には、この法律を当てはめるのか、当てはめないのかといふことです。

○説明員(町田幹夫君) その場合には、前の鉱業権者の責任が残つておるわけでございます。この法律の適用はないといふふうに考へております。

○委員長(竹下豊次君) 本案について質疑は本日この程度にとどめまして、次回にお願ひしたいと思ひます。

なお、政府の諸君に申し上げますが、本日の御答弁で、ぼた山の所屬の問題、この法律の対象になつておるぼた山の所屬の問題その他について、御答弁のはつきりしなかつたような点については、政府の意見をはつきりおきめになりまして、次の機会に御説明を願ひたいと思ひます。

○重盛壽治君 先ほど要求した資料について……

○委員長(竹下豊次君) 先ほど重盛委員から要求されました資料を提供されるように要望いたします。

○田中一君 河川局長に伺いますが、せんだつて六郷川の、六郷ゴルフクラブと同じようなケースで、東京都が世田谷区に河川敷の使用を許可したこと、は、今区議会でも問題になりました、東急といふ電鉄会社に又貸しをするといふ問題が起きておられます。そこでこりやういふ問題は、先般建設大臣も言つておる通り、国が当然管理すべき直轄河川等が、そりして貸したに當り事業に貸与されているといふ現状があつてはな

らぬから、全国的に調査をしてくれといふ申し入れをしたにかかわらず、今そりした問題が起きているんですよ。従つてこの経緯は、どういふことで東急にそれが又貸しをするようになったか。またそりやういふ傾向を、最高管理者であるところの建設大臣としては、認めておられるのかどうか。つい二、三回前の委員会でも六郷川の堤防の上の問題を論議し、建設省は直ちにそれを強制執行すると言明したにかかわらず、その上流の多摩川においては、また同じような問題が起きておる。で、非公式ながら河川局長に申し入れをしておきました、それはどうなつておるか、それを一つ御報告願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) この間の多摩川の不法建築の問題につきましては、東京都知事から大田区長に対して撤去命令を出しました。それで直ちに撤去されるものと私は承知いたしておりましたが、撤去されなければ、これを強制執行しようといふことで進んでおります。

それから上流の多摩川の河川敷地の占用の問題でございますが、これは不法占拠とかいふような問題ではございませんけれども、経緯は、この地点の河川敷の占用は東急と世田谷区との競願になりました。東京都に出で参りました。東京都知事といたしましては、審査の結果、競願者はありましたが、世田谷区に昨年の十二月許可しております。その後、世田谷区から東急等に対して貸し付けたといふやうな事実はまだございません。ただ私も新聞等、先生からも新聞をいただきましたが、私も世田谷区に住んでおりま

第十二部 建設委員会会議録第九号 昭和三十三年三月四日【参議院】

すので、毎日、新聞は見えておりますが、そういうふうな事態、貸すとか貸さぬとかいうような話が出てくるという事は、そういう筋からは承知しておりますけれども、これを又貸ししようというふうなことに相なりますれば、河川法の規定によりまして知事の転貸の許可をとらないと転貸はできないわけでございます。まだ転貸等の問題につきましては、世田谷区から東京都に申請も出ておらないという状況でございます。

○田中一君 河川敷が、むろん世田谷区と東急との競願になったものを、世田谷区に占用を許したという事は、これは世田谷区の区という公共性というものを考えてやったものと思う。それが競願者の東急にそれを又貸しをするということになるならば、なぜ初めから東急に貸さないかという事になるんです。従って公共の名を借りて、国家のもの、ことに国民の生活に利害関係の非常にある物件を、営利事業に又貸しをするというふうなことがあつてはならぬと思うんです。従って私が先般も言つておるように、おそらく今の建設省は、すべて公共の名を借りて、そうした又貸しで営利団体に貸すような指導をしておる、と認定せざるを得ないんです。そうでなければ、少くとも今回の、その世田谷区が東急に又貸ししようという案件に対しては、直ちに東京都に向つて注意を喚起すべきである。そうして、もしも世田谷区からそういう申請がきた場合には、拒否すべきである、こう私は考えているんです。もしそれをしないならば、公共の名を借りて、国民生活に非常に重大な関係の深い河川を、一営利業者の

利潤追求の手段にさせるといふようなことになりますから、これは建設大臣がおられれば建設大臣に聞こうと思つたんですが、いずれ大臣には伺います。この点は十分省議をもつて御相談の上、東京都に向つて十分なる関心を持たすように、同時に、また政府としては、河川敷並びに堤防等に対しては、どのような方針で、河川維持に關係のない部分に対して貸すような方針をとるかという事を、はつきり次の当委員会までに答弁していただきたい。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話で、営利会社特に利益を得させるように指導しておる、というお話のようでございますが、その点は絶対にございません。

それから今後の問題でございますが、私もどもといましては、河川が最も良好な状態に保持されるように、しかも有効に使つてもらふ、できるだけ公共のために使つてもらふという事は、私も常に考えておるのでございまして、指導方針といまして、特に個人のために営利を得させる、というふうな点から指導しておることは絶対にございませんから、その点は御了承を願います。

○田中一君 ないならば、今新聞等で見られておるように、そういう問題になつておるものに対しては、東京都知事に向つて、申請がきて許可してしまつてからではしょうがないとあなたが言ふんですから、許可する前に、そういう点を阻止するような手段をとつていただきたい。もしこれを貸すようなことになりましたら、今の建設省は、公共に名を借りて、営利団体にそ

うしたものを、利潤をあげるための手段に貸しておるといふ方針と見受ける以外にないんです。

○政府委員(山本三郎君) この多摩川の河川敷の問題は、建設省の維持区域にも相なつております。従いまして知事が許可する際におきましては、少くとも建設省の地方建設局には協議をしなければならぬという建前になっておりますから、御趣旨の点は、具體的の問題、東急に貸すのかどこに貸すのかという問題は、この際東急はいかぬというふうなことでなくて、全般的にさつき申し上げたような方針で指導して参りたいと思ひます。

○委員長(竹下登次君) 本日はこれにて散会いたします。  
午後四時五十八分散会